

令和9年度入学 支援を必要とする子どもの就学

A

特別支援学校を考えている方

特別支援学校か特別支援学級か迷っている方

川崎市教育委員会
川崎市総合教育センター



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市



就学先決定までの大まかな流れ

1. 就学相談の申込

2. 小学校の学校見学会、特別支援学校の学校説明会

3. 総合教育センターでの相談 → 4. 行動観察の報告

5. 小学校での個別の教育相談

教育支援会議専門部会 → 6. 教育支援会議専門部会の報告

特別支援学校の提案を受けた方

7-1. 特別支援学校での入学相談

川崎市教育支援会議

8-1. 就学先の決定(入学通知書)

特別支援学級の提案を受けた方

7-2. 体験入級や再度の個別の教育相談

8-2. 就学先の決定(入学指定校通知書)



1. 就学相談の申込

電子申込が難しい場合は、郵送による申込をしてください。

- 「就学相談申込票A」、「プロフィール票」のコピー、返信用封筒（保護者の氏名住所を記入、110円切手を貼付）を郵送してください。
- 住所により郵送先が違います。

川崎区・幸区・中原区 : 塚越相談室 〒212-0024 幸区塚越1-60

高津区・宮前区・多摩区・麻生区 : 溝口相談室 〒213-0001 高津区溝口6-9-3

重要

申込は5月10日（日）まで（消印有効）



相談日時

相談日

塚越相談室 ①6月11日(木) ②6月12日(金) ③6月22日(月) ④6月24日(水) ⑤7月3日(金)
溝口相談室 ①6月9日(火) ②6月17日(水) ③6月19日(金) ④6月23日(火) ⑤7月1日(水)

相談時間

1回目9:20~10:10・2回目10:40~11:30・3回目13:20~14:10・4回目14:40~15:30

- 申込フォームで都合の悪い日時をお知らせください。

相談日の決定

- 5月下旬に「相談日時のお知らせ」をメールで送信します。
※郵送による申込の場合は返信用封筒で連絡します。
- 相談日時の変更等がある場合は、相談担当に電話してください。
※メールでのご連絡にはお返しできません。



2. 小学校の学校見学会、特別支援学校の学校説明会（5月～）

必ず

- 居住地校交流や、お子さんが地域で生活していくことを考えて、通学区域（学区）の小学校の学校見学会に**必ず**参加してください。
- 通学地域の特別支援学校の学校説明会に**必ず**参加してください。
- 学校見学会、学校説明会の日程は、川崎市総合教育センターのホームページを見てください。

特別支援学校では、教育部門ごとに通学地域があります。通学地域がわからない場合、川崎市総合教育センター（044-844-3700）に電話してください。



3. 総合教育センターでの相談

- お子さんと保護者と一緒に来てください。
- 5分くらい前に来て、待合室で待ってください。
- 相談時間に、相談担当が待合室へ行きます。

当日の持ち物

- 療育手帳、身体障害者手帳などがある場合、そのコピー（カバーから外し、表面を開いた状態のもの）。
- 発達検査や医師の診察を受けている場合、発達検査の結果報告書や医師の診断書、お薬手帳等のコピー。医療機関や療育機関に確認して来てください。
- 郵送での申込の場合、プロフィール票の原本（電子申込は不要）



保護者面談…お子さんと別の部屋です

- 保護者は、相談担当と話します。
- これまでの成長の様子、家庭や幼稚園等での様子、就学にあたって心配なことや希望などを教えてください。
- 病院や療育センターでの診断、発達検査の結果などを教えてください。
- どのような支援が必要か、どのような教育環境が合っているか相談します。

お子さんの活動…保護者と別の部屋です

- お子さんの集団場面での様子を確認します。子ども担当と一緒に、簡単な課題や遊びをします。発達検査ではありません。
- 運動面や安全面を考えて、個別で活動することがあります。



4. お子さんの活動の報告

- 2～4週間後に、相談担当が保護者に電話します。お子さんの活動の様子と必要な支援を聞いてください。

※保護者が相談室に来て、報告を聞くこともできます。

※書面での報告はありません。



5. 小学校での個別の教育相談

- 保護者が小学校の支援教育コーディネーターに電話して、日時を決めてください。
- お子さんも一緒に行って、校長、支援教育コーディネーターと面談してください。
- プロフィール票を使って、お子さんの状況、幼稚園、保育園、療育センター等での支援を伝えてください。
- 総合教育センターでの相談の様子を伝えてください。
- 小学校での支援体制について聞いてください。
- お子さんに必要な支援等について相談してください。



幼稚園、保育園、療育センター等への総合教育センター職員訪問

- 就学相談に伴い、総合教育センター職員が幼稚園、保育園、療育センター等を訪問し、お子さんの様子を確認することがあります。
- 必要に応じて、医療機関、療育センターや幼稚園・保育園等と情報交換をしたり、各学校と連絡を取ったりすることがあります。



川崎市教育支援会議専門部会（8月～）

- 障害のある子どもの就学について専門的な知識のある委員による会議で、お子さんの教育的ニーズと必要な支援、学びの場について意見を聞きます。

6. 川崎市教育支援会議専門部会の報告

- 専門部会后1週間くらいで、相談担当が保護者に電話して、「川崎市教育支援会議専門部会」の意見を伝え、お子さんに適した学びの場を提案します。

特別支援学校の提案

特別支援学級の提案



7-1. 特別支援学校の提案→特別支援学校での個別の教育相談(入学相談)

- 総合教育センターから連絡を受けた保護者は、就学予定先の特別支援学校に電話をして、個別の教育相談(入学相談)の日時を決めてください。
- 個別の教育相談(入学相談)は、お子さんも一緒に行ってください。
- 相談の時期(10月～)は、就学予定先の学校により異なります。

重要

特別支援学校との相談の日程が決まったら
総合教育センター相談担当まで電話してください。



川崎市教育支援会議（11月末）

- 就学について専門的な知識のある学校関係者、医師、学識経験者等によって組織する会議で、お子さんに適した就学先について審議します。

8-1. 就学先の決定（入学通知書を受け取る）

- 川崎市教育支援会議の審議結果を受けて、川崎市教育委員会として総合的な判断を行います。
- 12月以降に保護者宛に「入学通知書」が届きます。



7-2. 小学校の特別支援学級の提案→小学校での再度の個別の教育相談

- 総合教育センターから連絡を受けた保護者は、小学校に電話をして、再度の個別の教育相談をしてください。
- 小学校での体験入級、小学校や相談担当との継続相談をすることがあります。

8-2. 就学先の決定（入学指定校通知書を受け取る）

- 川崎市教育委員会の総合的な判断を、小学校の校長へ通知します。
- 1月に、保護者宛てに「入学指定校通知書」が届きます。特別支援学級へ入級する通知はありません。



就学先の決定

本人の障害の状態

教育上必要な
支援の内容

川崎市教育委員会が
就学先を決定

地域における教育の
体制の整備状況

本人・保護者の願い、
専門的見地からの意見、
その他



総合教育センターでの相談後

- 手帳の更新、発達検査の実施、医師の診断、服薬の変更などがあった場合は、総合教育センターの相談担当に連絡してください。
- 就学先が決定した後、入学までにこれからの支援や学校との連携などについて心配な場合は、総合教育センターで相談できます。
- 入学後は、まず学校と相談し、学校を通して相談を申し込んでください。
- 就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではありません。
- お子さんの発達の程度、適応の状況等を考えて、特別支援学級から通常の学級等へ学びの場の変更を検討する場合は、まず学校と相談してください。



学校

学校見学会
「個別の教育相談」

子どもの可能性を
最も伸長する教育
が行われるように



子どもと保護者

就学相談

担任やケース
ワーカーと面談

総合教育センター

幼稚園・保育園
療育センター



Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市